

博物館定期報告実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、博物館法（昭和26年法律第285号。以下「法」という。）第16条の規定により、博物館が行う定期報告について必要な事項を定めるものとする。

(報告様式)

第2条 法第16条の規定による定期報告は、別記様式により行うものとする。

(報告期限)

第3条 法第16条の規定による定期報告は、毎年7月1日から同月末日までの間に、当該報告の日が属する事業年度の前事業年度に係るものを行うものとする。ただし、法第11条の規定による登録を受けた日から1年に満たないときは、この限りではない。

附則

(施行期日)

この要領は、令和6年2月1日から施行する。

博物館運営状況定期報告書

年 月 日

千葉県教育委員会 様

設置者 住 所
 名 称
 代表者氏名
 電話番号

博物館法第16条の規定により、次のとおり博物館の運営の状況を報告します。

1 博物館の名称		
2 登録記号番号	第 号	
3 設置者の名称又は住所の変更	有 ・ 無	
4 博物館の名称又は所在地の変更	有 ・ 無	
5 博物館資料（ 年 月 日現在）	点	
6 館長の配置	有 ・ 無	
7 職員の人数（ 年 月 日現在）	学芸員	学芸員以外
	人	人
8 施設及び設備の変更	有 ・ 無	
9 年間開館日数	150日以上 ・ 150日未満	
10 活動実績 ※事業報告書、年報等の提出で代替可能		

備考

- 1 施設及び設備の変更がある場合、変更内容を示す書類を添付すること。
- 2 活動実績には、次の内容を記載すること。
 - (1) 博物館資料の収集、保管、展示、調査研究活動の実績
 - (2) 博物館資料を用いた学習機会の提供、教育活動の実績
 - (3) 職員の研修の実績